

令和3年9月28日

## お知らせ

担当課	監理課
担当者	門口、岡崎
内線	3404、3423
直通	226-7463

### 建設業法による営業停止処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（営業停止）を行ったのでお知らせします。

#### 記

#### 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社松岡建設	代表者氏名	松岡 正利
主たる営業所の所在地	勝田郡勝央町勝間田184番地22		
許可番号	岡山県知事許可（般-28）第16393号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業		

#### 2 処分をした日

令和3年9月28日

#### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）の規定による営業停止

##### （1）停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のすべて

##### （2）期間

令和3年10月12日から同月14日までの3日間

#### 4 処分の原因となった事実

有限会社松岡建設の役員が、同社の業務に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2（焼却禁止）の規定に違反し、令和3年7月8日に津山簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するため、同条第3項に基づき営業停止処分とする。